

秋田県告示第486号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条

第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定するので、第7条第4項及び第9条第4項の規定に基づき、公示する。

平成27年11月10日

秋田県知事 佐竹敬久

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
三倉鼻1号	南秋田郡八郎潟町真坂字三倉鼻(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	(次の図のとおり)
三倉鼻沢	南秋田郡八郎潟町真坂字三倉鼻及び鳥越(次の図のとおり)	土石流	

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課、関係地域振興局建設部及び関係市町村に備え置いて縦覧に供する。